

第2章 景観評価の実施

この章では、技術指針の内容を中心に逐条的に解説する。

第1 技術指針の趣旨

(趣旨)

第一条 この技術指針は、山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続に関する条例(平成二十七年山梨県条例第四十六号。次条第二項において「条例」という。)第四条第一項の規定に基づき、景観評価を合理的に行うための手法の選定及び景観の保全のための措置(以下「景観保全措置」という。)に関する技術的な指針について定めるものとする。

条例

第六条 事業者は、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る景観評価を行わなければならない。

2 前項の規定による景観評価は、景観の保全のための措置が柔軟に講じられるようにするため、対象事業に係る計画の立案の段階その他の対象事業の実施に先立つできるだけ早い段階において行うものとする。

【解説】

1 趣旨

本条は、事業者が景観評価を行う際に従うべき技術指針が条例第4条第1項の規定により制定されたものであることを定めるものである。

2 技術指針の法的性質

本条は、「この技術指針は、...技術的な指針について定めるもの」と規定するが、技術指針は、条例の規定に基づき知事が定めたものであり、条例と同様の法的拘束力を有するものであることに留意する必要がある。

3 景観評価の実施時期

- (1) 景観評価は、「対象事業に係る計画の立案の段階その他の対象事業の実施に先立つできるだけ早い段階」で行わなければならない(条例第6条第2項)。
- (2) 「対象事業に係る計画の立案の段階その他の対象事業の実施に先立つできるだけ早い段階」とは、事業の位置・規模又は施設の配置・構造の検討段階をいう。
- (3) 条例第6条第2項の趣旨は、事業計画の熟度が高まった段階、具体的には用地取得を終えた後や実施設計(詳細設計)の段階では既に様々な意思決定が行われているため柔軟な対応が困難であることに鑑み、事業の初期段階で景観評価の実施を促すことで景観と調和した開発を実現させようとするものである。

第2 用語の意義

(定義)

第二条 この技術指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 定点観測地点 別表第一に掲げる眺望点をいう。
- 二 景観影響 対象事業の実施が景観に及ぼす影響をいう。

2 前項に規定するもののほか、この技術指針において使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

【解説】

1 「定点観測地点」とは、技術指針の別表第一に掲げる眺望点であるが、これは、世界文化遺産富士山包括的保存管理計画において景観の変化に係る経過観察を実施する際の定点観測地点として選定した眺望点のうち山梨県の区域内に存するものである。

2 「眺望点」とは、人が「見る」という行為を行う地点をいう。

別表第一

名称	所在地	北緯	東経	標高 (m)
富士山(吉田口六合目)	富士吉田市	35度23分06.0秒	138度44分49.5秒	2408
旧外川家住宅(国道西側歩道)	"	35度28分49.5秒	138度47分45.0秒	818
旧外川家住宅(中門西側)	"	35度28分48.9秒	138度47分46.1秒	818
北口本宮富士浅間神社(参道入口付近)	"	35度28分22.4秒	138度47分41.5秒	850
北口本宮富士浅間神社(登山鳥居付近)	"	35度28分13.5秒	138度47分29.7秒	869
北口本宮富士浅間神社(大塚丘)	"	35度28分08.3秒	138度47分22.3秒	885
富士山レーダードーム館	"	35度27分28.3秒	138度48分13.1秒	924
中ノ倉峠	南巨摩郡身延町	35度28分32.7秒	138度34分22.8秒	1086
三ッ峠	南都留郡西桂町	35度32分57.4秒	138度48分32.9秒	1783
忍野八海・出口池(南側)	南都留郡忍野村	35度27分13.0秒	138度50分11.7秒	930
忍野八海・出口池(北側)	"	35度27分14.0秒	138度50分12.1秒	930
忍野八海・お釜池(東側)	"	35度27分34.8秒	138度49分51.3秒	930
忍野八海・お釜池(南側)	"	35度27分33.4秒	138度49分51.1秒	930
忍野八海・銚子池	"	35度27分37.1秒	138度49分54.5秒	930
忍野八海・湧池	"	35度27分36.6秒	138度49分58.5秒	928
忍野八海・濁池	"	35度27分37.2秒	138度49分57.2秒	928
忍野八海・鏡池	"	35度27分39.9秒	138度49分59.9秒	928
忍野八海・菖蒲池(南側)	"	35度27分40.6秒	138度50分02.5秒	929
忍野八海・菖蒲池(北側)	"	35度27分41.4秒	138度50分03.5秒	928
忍野八海・菖蒲池(公園)	"	35度27分41.1秒	138度50分04.1秒	929

第2章

山中湖南岸の駐車場(発着所付近)	南都留郡山中湖村	35度25分20.1秒	138度51分04.9秒	986
旭日丘湖畔緑地公園	"	35度24分36.3秒	138度53分09.3秒	988
長池親水公園	"	35度25分37.3秒	138度52分16.3秒	986
三国山パノラマ台	"	35度24分45.4秒	138度54分33.5秒	1089
花の都公園	"	35度26分22.8秒	138度51分04.0秒	967
富士山(富士スバルライン五合目)	南都留郡鳴沢村	35度23分41.6秒	138度43分56.8秒	2295
富士山(御庭)	"	35度23分07.8秒	138度42分37.5秒	2359
富士山(大沢駐車場)	"	35度22分27.0秒	138度41分32.9秒	2025
三湖台	南都留郡富士河口湖町	35度29分16.8秒	138度40分57.1秒	1197
河口浅間神社(参道入口付近)	"	35度31分49.8秒	138度46分23.2秒	846
河口浅間神社(参道中程)	"	35度31分50.9秒	138度46分27.1秒	850
河口浅間神社(社殿南側)	"	35度31分51.6秒	138度46分29.4秒	857
天下茶屋前	"	35度33分22.7秒	138度47分01.5秒	1288
新道峠	"	35度32分51.0秒	138度44分04.6秒	1620
大石公園	"	35度31分23.6秒	138度44分47.0秒	836
富士御室浅間神社(参道入口付近)	"	35度30分31.7秒	138度44分45.5秒	840
富士御室浅間神社(西側鳥居付近)	"	35度30分35.4秒	138度44分42.5秒	839
富士御室浅間神社(随神門南側)	"	35度30分36.0秒	138度44分45.6秒	840
八木崎公園	"	35度30分44.0秒	138度45分24.3秒	840
根場浜	"	35度30分03.6秒	138度39分52.3秒	909
他手合浜	"	35度29分30.5秒	138度36分15.4秒	913
竜ヶ岳(東側登山道第一ピーク)	"	35度26分56.1秒	138度36分06.0秒	1133
竜ヶ岳(石仏付近)	"	35度26分47.9秒	138度35分38.7秒	1231

第3 技術指針に記載のない事項の考慮

(技術指針に記載のない事項の考慮)

第三条 事業者は、景観評価及び景観保全措置の検討を行うに当たっては、景観に影響を及ぼす対象事業の内容（第五条第一項において「事業特性」という。）並びに当該対象事業の実施に係る区域及びその周囲の自然的社会的状況（同項において「地域特性」という。）を勘案し、必要に応じてこの技術指針に定めのない事項についても考慮しなければならない。

【解説】

1 趣旨

本条は、ある事業が条例第3条第5項に規定する対象事業に該当するものであると同時に環境影響評価法第2条第4項に規定する対象事業又は山梨県環境影響評価条例第2条第5項に規定する対象事業に該当するものである場合（この場合は、景観配慮の手続を終えた後に環境影響評価法又は山梨県環境影響評価条例の規定による環境影響評価の手続を行うことになる。）は、技術指針に定めのない事項を考慮して事業内容や環境保全措置を決定することが必要となる場合のあることを定めるものである。

例えば、富士山景観配慮地区内において敷地面積15ha以上の宅地造成の事業を行う場合は、条例が定める景観配慮の手続のほか山梨県環境影響評価条例が定める手続を行う必要があるが、この場合、事業者は、本条の規定が適用されるため、事業の初期段階から、技術指針が定める事項のほか山梨県環境影響評価等技術指針で定める事項についても適切な考慮を払うことになる。

2 意義

- (1) 「対象事業の内容（第五条第一項において「事業特性」という。）」については、技術指針第5条第1項第1号に掲げる事項を参照すること。
- (2) 「対象事業の実施に係る区域及びその周囲の自然的社会的状況（同項において「地域特性」という。）」については、技術指針第5条第1項第2号に掲げる事項を参照すること。
- (3) 「この技術指針に定めのない事項」とは、例えば、構成資産及び緩衝地帯以外の場所から富士山への眺望景観や身近な景観の保全、景観以外の環境の構成要素への影響などをいう。

第4 景観評価を合理的に行うための手法の選定に関する指針

(景観評価を合理的に行うための手法の選定に関する指針)

第四条 景観評価を合理的に行うための手法の選定に関する指針については、次条から第十條までに定めるところによる。

【解説】

本条は、景観評価を合理的に行うための手法の選定に関する指針については、第5条から第10条までに定めるところによることを定めるものである。

第5 事業特性及び地域特性の把握

(事業特性及び地域特性の把握)

第五条 事業者は、景観評価を行うに当たっては、景観評価を行うのに必要と認める範囲内で、事業特性及び地域特性に関し、次に掲げる情報を把握しなければならない。

一 事業特性に関する次に掲げる情報

- イ 対象事業の種類
- ロ 対象事業の実施に係る区域の位置
- ハ 対象事業の規模
- ニ その他の対象事業に関する事項

二 地域特性に関する次に掲げる情報

イ 自然的状況

(1) 景観の状況

() 定点観測地点の状況

() 景観資源の状況

(2) 地形の状況

(3) 植生の状況

(4) その他の事項

ロ 社会的状況

(1) 土地利用の状況

(2) 交通の状況

(3) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の状況

(4) 景観の保全を目的として法令又は行政指導(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第六号に規定する行政指導及び山梨県行政手続条例(平成七年山梨県条例第四十六号)第三条第七号に規定する行政指導をいう。)により指定された地域及び当該地域に係る規制の内容その他の状況

(5) その他の事項

2 事業者は、前項第二号に掲げる情報を現地調査又は踏査及び入手可能な最新の文献その他の資料により把握しなければならない。この場合において、事業者は、当該資料の出典を明らかにできるよう整理するとともに、必要に応じ、県、関係する地方公共団体、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者から聴取するよう努めるものとする。

【解説】

1 趣旨

本条は、事業者は、景観評価を行うに際し、景観評価を行うのに必要と認める範囲内で、その実施しようとする対象事業の内容並びに当該対象事業の実施に係る区域及びその周囲の自然的社会的状況を把握しなければならないことを定めるものである。

2 事業計画の熟度に応じた記載内容

条例は、事業者に対し、事業の中止を含む柔軟な景観配慮を行いうる事業の早い段階

で景観評価を行い、法令（文化財保護法、森林法、自然公園法、景観法等）に基づく手続を開始するまでには景観配慮書に係る手続と事業者見解書に係る手続という2つの段階からなる景観配慮の手続を踏むことを義務付けている。これは、事業計画の熟度に応じた適切な景観評価を行うことで、景観配慮の手続を、単に事業の実施の可否を検討するための技法としてだけでなく、より良好な計画・設計や保護・保全策を導くための技法としても位置づけようとする趣旨に出るものである。

景観配慮の手続はこのように事業計画の熟度の異なる時点で2回にわたって行われるものであるため、事業計画の熟度が余り高くない段階で作成されることが想定されている景観配慮書（条例第6条第2項）と、事業計画の詳細がほぼ定まるなど事業計画の熟度が高まった段階で作成されることが想定されている事業者見解書（条例第11条第3項参照）とでは、事業特性に関する記載内容の精緻さが異なることになる。

（1）景観配慮書の作成段階

眺望景観の変化を予測するためには、事業特性に関する情報として、通常、敷地の位置や面積、構造物の高さ、大きさ、配置、形状、色等が把握される必要がある。しかし、景観配慮書は、事業の初期段階で行われる景観評価の結果を踏まえて作成される書面であり、事業計画の熟度が余り高くない段階で作成されることが想定されている。このため、景観配慮書の作成段階においては、事業特性に係る事項のうち、事業の位置・規模（敷地面積、構造物の高さ等）又は施設の配置・構造については概ねの案が確定されていることが必要だが、構造物の形状、色等の細部要素については未検討であっても許容される。

なお、事業の区域や構造物の高さ、大きさ等について概ねの案が確定しているにすぎない等、事業計画の熟度が低い段階で眺望景観の変化を予測しようとするときは、手戻りを防止するため、これらの情報については、安全側に立ってできる限り広め、大きめにシミュレーション条件を想定しておくことが望ましい（この場合においては、事業の細部がまだ決定されていないため、完成予想図は、模式的に表現されることになる。）。

（2）事業者見解書の作成段階

事業者見解書は、例えば、建築物のデザイン、外壁の色彩、緑化計画等が明らかになるなど、事業計画の熟度が高まった段階で作成することが想定されている（例第11条第3項参照）ため、当該書面の作成段階では、事業特性に関する情報は、原則として、細部まで明らかになっている必要がある。

3 第1項関係

（1）柱書関係

「景観評価を行うのに必要と認める範囲」については、事業特性に関する情報にあつては事業計画の熟度に応じ、地域特性に関する情報にあつては対象事業の種類、対象事業の実施に係る区域の位置又は対象事業の規模に応じ、それぞれ適切に判断する必要がある。

(2) 第1号関係(事業特性の把握)

ア 「対象事業の種類」は、条例別表第1又は規則第3条各号若しくは第5条各号に掲げる事業のうちから選択される。

条例

別表第一(第三条関係)

- 一 建築物その他の規則で定める工作物の新築及び増築の事業
- 二 道路の新設及び改築の事業
- 三 ダム、堰及び放水路の新築及び改築の事業
- 四 鉄道及び軌道の建設及び改良の事業
- 五 飛行場及びその施設の設置又は変更の事業
- 六 廃棄物処理施設の設置並びにその構造及び規模の変更の事業
- 七 公有水面その他の水面の埋立て及び干拓の事業
- 八 土地区画整理事業
- 九 住宅団地の造成事業
- 十 都市基盤の整備事業
- 十一 流通業務団地の造成事業
- 十二 土石又は砂利の採取事業
- 十三 墓地又は墓園の造成事業
- 十四 学校用地の造成事業
- 十五 レクリエーション施設用地の造成事業
- 十六 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして規則で定める事業

規則

(条例別表第一第一号の規則で定める工作物)

第三条 条例別表第一第一号の規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。

- 一 建築物(土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するものをいい、建築設備(当該工作物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。)を含む。第六号、次条第四項第一号及び別表一の項において同じ。)
- 二 鉄塔
- 三 ダム(河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第三条第二項のダムを除く。次条第四項第三号及び別表三の項において同じ。)
- 四 鋼索鉄道
- 五 索道
- 六 遊戯施設(建築物を除く。次条第四項第六号及び別表六の項において同じ。)
- 七 太陽光発電施設(土地に定着するものに限る。次条第四項第七号及び別表七の項において同じ。)

(条例別表第一第一号に掲げる事業の範囲等)

第四条 条例別表第一第一号に掲げる事業には、既存の工作物(前条各号に掲げる工作物に限り、条例第十四条第一項の規定による措置の求めの理由となった事業に係るものを

除く。以下この項から第三項までにおいて同じ。)の建替えの事業(既存の工作物の全部を除却し、引き続き、当該既存の工作物の所在する場所において当該既存の工作物と同種の工作物でその規模を超えないものを新築することについて、あらかじめ知事の確認を受けたものに限る。)を含まないものとする。

2～4 略

(条例別表第一第十六号の規則で定める事業)

第五条 条例別表第一第十六号の規則で定める事業は、次に掲げるものとする。

- 一 宅地の造成の事業であって、次のイからトまでのいずれにも該当しないもの
 - イ 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二条第一項に規定する土地区画整理事業(別表十四の項において「土地区画整理事業」という。)
 - ロ 新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第百三十四号)第二条第一項に規定する新住宅市街地開発事業(別表十五の項において「新住宅市街地開発事業」という。)
 - ハ 新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六号)第二条第一項に規定する新都市基盤整備事業(別表十六の項において「新都市基盤整備事業」という。)
- 二 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和四十一年法律第百十号)第二条第二項に規定する流通業務団地造成事業(別表十七の項において「流通業務団地造成事業」という。)
- ホ 墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)第二条第五項に規定する墓地又は同条第六項に規定する納骨堂若しくは同条第七項に規定する火葬場の用に供するための敷地(これらと併せて整備されるべき緑地、道路その他の施設の敷地を含む。)の造成の事業(別表十九の項において「墓地又は墓園の造成事業」という。)
- へ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校その他これに類する施設の用に供するための敷地の造成の事業(別表二十の項において「学校用地の造成事業」という。)
- ト ゴルフ場、スキー場、遊園地、キャンプ場、運動場、公園その他これらに類するものの用に供するための敷地の造成の事業(別表二十一の項において「レクリエーション施設用地の造成事業」という。)
- 二 森林(森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項に規定する地域森林計画の対象となっている民有林をいう。別表二十三の項において同じ。)において土地の形質の変更を行う事業(条例別表第一第二号から第十五号までに掲げる事業及び前号に掲げる事業の目的を達成するために行うものを除く。同項において同じ。)

イ「対象事業の実施に係る区域の位置」とは、景観配慮書又は事業者見解書を作成する段階で、事業者が想定している事業の実施区域の位置をいう。

景観配慮書の作成段階における事業の実施区域は、概ねの位置が分かれば足りる。調査、予測及び評価によって得られた情報や、知事の意見聴取によって得られた情報によって、区域の精度が上がり、又は必要に応じて変更されることを想定している。

これに対し、事業者見解書の作成段階における事業の実施区域は、具体的な地番

まで確定していることが基本となる。

- ウ 「対象事業の規模」とは、対象事業に該当するかどうかを判断するときの基準となる工作物の高さ若しくは面積又は事業の実施区域の面積をいう。対象事業の規模は、具体的には、山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手續に関する条例施行規則別表により対象事業の種類ごとに定められている（同規則別表「事業の要件」の欄を参照）。

景観配慮書の作成段階においては、構造物の高さや大きさ、事業区域の面積等について概ねの案が確定しているにすぎない等、事業計画の熟度が低い段階で眺望景観の変化を予測することとなるが、手戻りを防止するため、これらの情報については、安全側に立ってできる限り広め、大きめにシミュレーション条件を想定しておくことが望ましい。

これに対し、事業者見解書の作成段階においては、各種法令に基づく手続を行える程度に事業計画の熟度が高まっていることが想定されているため、事業規模は、ほぼ確定していることが求められる。

- エ 「その他の対象事業に関する事項」とは、例えば、施設配置計画、景観の保全のための措置に関する計画、工事工程の概要（全体計画、段階別計画等）、工事の期間（全体計画、段階別工事期間等）、ゴミ処理施設の処理能力等をいう。

ここに掲げられた情報は、景観配慮書の作成段階では概ねのもので足りるが、事業者見解書の作成段階では細部がほぼ確定していることが求められる。

なお、景観保全の見地から対象事業の規模について複数案の検討がされたときは、景観配慮書の作成段階であってもその内容を明らかにすることは可能と考えられるので、景観保全措置の検討内容として当該複数案の検討結果を景観配慮書に記載することが望まれる。

（3）第2号イ関係（地域特性（自然的状況）の把握）

- ア 「景観資源」とは、景観として認識される自然的構成要素として位置づけられるものをいう。世界遺産富士山の構成資産・構成要素は、当然に、景観資源に含まれるが、これに限定されるものではない。

- イ 地形の状況に関する情報（地形の分布状況等）は、土地分類基本調査・地形分類図等により把握する。

- ウ 「植生」とは、ある場所に生育している植物の集団（例：荒原、草原、森林等）をいう。植生の状況に関する情報は、現存植生図等により把握する。

- エ 「その他の事項」の例としては、直接改変区域の周辺の樹木の状況（樹種、樹高等）等が挙げられる。

（4）第2号ロ関係（地域特性（社会的状況）の把握）

- ア 土地利用の状況に関する情報は、土地利用現況図、都市計画用途地域図等により把握する。

- イ「交通の状況」とは、事業区域の周辺における幹線道路や鉄道の整備の状況をいう。

- ウ 「景観の保全を目的として法令又は行政指導（略）により指定された地域及び当該地域に係る規制の内容その他の状況」とは、具体的には、文化財保護法、森林法、

第2章

自然公園法、景観法、忍野村風致地区条例、富士吉田市富士山世界遺産条例、富士箱根伊豆国立公園普通地域内建築物設置に関する指針（山梨県森林環境部富士・東部林務環境事務所で所管）、太陽光発電施設の適正導入ガイドライン（山梨県エネルギー局で所管）のほか、農振法、砂防法、河川法等の法令による土地利用の規制をいう。

エ 「その他の事項」の例としては、直接改変区域の周辺の建築物の状況（規模、色彩等）等が挙げられる。

4 第2項関係

- (1) 事業者は、地域特性に関する情報は、現地調査又は踏査及び入手可能な最新の文献その他の資料により把握しなければならない。
- (2) 事業者は、文献調査を行ったときは、資料の出典を明らかにできるよう整理するよう努めるものとする。
- (3) 事業者は、必要に応じ、県、関係する地方公共団体、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者から聴取するよう努めるものとする。

第6 景観影響の調査手法

(景観影響についての調査の手法)

第六条 事業者は、景観影響についての調査の手法を、次に掲げる調査の手法を基準として、景観影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できるよう選定しなければならない。

一 調査は、次に掲げる事項について行うこと。

イ 定点観測地点の状況

ロ 景観資源の状況

ハ 定点観測地点からの眺望景観の状況

ニ その他景観影響を予測し、及び評価するために必要な事項

二 調査は、現地調査又は踏査及び国、県又は関係する地方公共団体が有する文献その他の資料により前号に掲げる事項に関する情報を収集し、当該情報を整理し、及び解析する手法により行うこと。

三 調査の対象とする地域（次号、第五号及び次条第一項第二号において「調査地域」という。）は、定点観測地点の状況、景観資源の状況及び定点観測地点からの眺望景観の状況を適切に把握できる地域とすること。

四 調査の対象とする地点は、景観の特性を踏まえて調査地域における定点観測地点及び景観資源並びに定点観測地点からの眺望景観に係る景観影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とすること。

五 調査に係る時期及び時間帯は、景観の特性を踏まえて調査地域における定点観測地点及び景観資源並びに定点観測地点からの眺望景観に係る景観影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期及び時間帯とすること。

【解説】

1 趣旨

本条は、対象事業の実施が景観に及ぼす影響を調査する場合の、調査項目、調査方法、調査の対象地域・地点及び調査の時期・時間帯を定めるものである。

2 第1号関係

(1) 定点観測地点の状況

定点観測地点の状況は、調査地域における定点観測地点の分布、標高及び利用時期、時間帯等の利用状況について把握する。

分布に関する調査結果は定点観測地点の改変を予測するためのデータとして、標高に関する調査結果は定点観測地点からの眺望景観の変化を予測する際の仰角・俯角等を解析するためのデータとして、利用状況に関する調査結果は当該眺望景観の変化に係る現地調査時期や予測対象時期の設定に用いるためのデータとして、それぞれ用いることが可能である。

定点観測地点の状況の把握は、地域特性（自然的状況）として把握された定点観測地点の状況に関する情報を用いることを基本とする。

(2) 景観資源の状況

景観資源の状況は、調査地域における景観資源（特に世界遺産富士山の構成資産・構成要素）の分布及び標高について把握する。

分布に関する調査結果は景観資源の改変を予測するためのデータとして、標高に関する調査結果は定点観測地点からの眺望景観の変化の予測に当たって仰角・俯角等を解析するためのデータとして、それぞれ用いることが可能である。

景観資源の状況の把握は、地域特性（自然的状況）として把握された景観資源の状況に関する情報を用いることを基本とする。

(3) 定点観測地点からの眺望景観の状況

定点観測地点からの眺望景観の状況は、第6条第1号イで把握された定点観測地点から景観資源を眺望する場合に眺望される景観の状況について、写真撮影等により視覚的に把握する。ここでの調査結果は、フォトモンタージュ等の視覚的な表現方法による眺望景観の変化の予測に用いることが可能である。

写真撮影の要領

デジタルカメラを三脚で、視点高さ（カメラの中心）が地上高150cm（成人が肉眼で見た場合の視点高さ）となるように撮影地点に固定し、人間の視野に近い広角（焦点距離：35mm フィルム換算28mm）・横長（縦1050ピクセル×横1500ピクセル以上）で撮影すること（L版プリントした場合に300dpiを確保できる画素数）。

天気の良い日の、順光又は側光になる時刻で撮影すること（基本的に逆光を避けること。南中が良い。）。

(4) その他景観影響を予測し、及び評価するために必要な事項

「その他景観影響を予測し、及び評価するために必要な事項」の例としては、直接改変区域の周辺の樹木や建築物の状況等（樹木の場合は樹種、樹高等、建築物の場合は規模、色彩等）が挙げられる。これらの事項についての調査結果は、事業内容や景観保全措置を検討するためのデータとして用いることが可能である。

3 第2号関係

(1) 「関係する地方公共団体」には一部事務組合が含まれる。

(2) 定点観測地点の状況及び景観資源の状況は、既存の文献資料等により把握する。これに対し、定点観測地点からの眺望景観の状況は、現地調査により視覚的に把握することを基本とするが、既存の文献資料（経過観察用に県が撮影した写真）が存する場合はこれにより把握することも可能とする。

4 第3号関係

定点観測地点に係る調査地域（眺望点抽出範囲）は、視対象（対象事業の実施の区域及び対象事業に係る施設構造物）の見えが十分小さくなる距離（視対象の見えが熟視角1度～2度よりも小さくなる距離）を考慮し、対象事業の実施に係る区域が周囲のどの辺りから見えるようになるのかについて検討を行うとともに、地形（稜線）や眺望点の状況も勘案して設定する。その際は、構造物の概略（想定される最大）の規模を考慮し

て解析する。

なお、対象事業の実施に係る区域がどの範囲まで見えるかについての検討に際し、メッシュ標高データによる数値地形モデルを用いたコンピュータ解析による方法がある。

景観資源については、調査地域における定点観測地点から眺望される景観資源で世界遺産富士山の構成資産又は緩衝地帯内に存在するものである限り、調査地域の外に存在するものであっても把握すべき対象となる。

5 第4号関係

「調査の対象とする地点」とは、具体的には、定点観測地点からの眺望景観の状況を把握するための写真撮影をする地点をいう。

6 第5号関係

「調査に係る時期及び時間帯」とは、具体的には定点観測地点で行う写真撮影の時期及び時間帯をいう。

第7 景観影響の予測手法

(景観影響についての予測の手法)

第七条 事業者は、景観影響についての予測の手法を、次に掲げる予測の手法を基準として、景観影響を評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できるよう選定しなければならない。

一 予測の基本的な手法は、定点観測地点及び景観資源についての分布の改変の程度を踏まえた事例の引用及び解析並びに定点観測地点からの眺望景観についての完成予想図、フォトモンタージュ法その他の視覚的な表現方法とすること。

二 予測の対象とする地域(次号及び第四号において「予測地域」という。)は、調査地域のうち、景観の特性を踏まえて定点観測地点及び景観資源並びに定点観測地点からの眺望景観に係る景観影響を受けるおそれがあると認められる地域とすること。

三 予測の対象とする地点は、景観の特性を踏まえて予測地域における定点観測地点及び景観資源並びに定点観測地点からの眺望景観に係る景観影響を的確に把握できる地点とすること。

四 予測の対象とする時期及び時間帯は、景観の特性を踏まえて予測地域における定点観測地点及び景観資源並びに定点観測地点からの眺望景観に係る景観影響を的確に把握できる時期及び時間帯とすること。

2 事業者は、対象事業に係る景観影響についての予測の手法を選定するに当たっては、前項第一号に定めるところによるほか、景観影響を定量的に把握する手法を選定するよう努めるものとする。

【解説】

1 趣旨

本条は、対象事業の実施が景観に及ぼす影響の予測に関し、基本的な手法、対象地域・地点、予測の時期・時間帯等を定めるものである。

2 第1項関係

(1) 第1号関係

ア この規定は、景観の変化を予測する手法として、「定点観測地点及び景観資源についての分布の改変の程度を踏まえた事例の引用及び解析」並びに「定点観測地点からの眺望景観についての完成予想図、フォトモンタージュ法その他の視覚的な表現方法」を定めるものである。

イ 「定点観測地点及び景観資源についての分布の改変の程度を踏まえた事例の引用及び解析」

定点観測地点及び景観資源の分布図に対象事業の計画図を重ね合わせ、位置、改変の程度等を把握する。把握した改変の程度を踏まえ、事例の引用又は解析により、予測を行う。

ウ 「定点観測地点からの眺望景観についての完成予想図、フォトモンタージュ法その他の視覚的な表現方法」

(ア) 定点観測地点からの眺望景観について、眺めの変化を視覚的に予測する方法で

あり、フォトモンタージュ法やコンピュータ・グラフィックス等の手法により、色や形、視野に占める対象物の割合、イメージ等の変化を予測する。

(イ) 本規定では、眺望点として「定点観測地点」を定めているが、技術指針第15条第1項において、事業者は、「幹線道路上の眺望点」からの眺望景観の変化についても予測するよう努めるものとされている(第15参照)。

(ウ) 視覚的な表現方法として、具体的には、フォトモンタージュ法、スケッチ・パースによる方法、コンピュータ・グラフィックスによる方法、模型による方法等がある。事業者は、これらの方法の中から、適切な方法を選択し、眺望景観の変化の程度を把握することになるが、最も一般的に用いられているのはフォトモンタージュ法であり、景観保全措置の複数案を検討するときはコンピュータ・グラフィックスによる方法が有効であるとされている。

主要な視覚的表現方法の概要

予測方法	特徴
フォトモンタージュ法	撮影した現状の写真の上に、対象事業の完成予想図を合成して、眺望景観の変化を予測する方法 最も一般的に用いられている方法であり、再現性に優れ、適用範囲も広い。通常、対象事業の完成予想図は3次元CGで線画したものを現状写真上に合成し、着色する方法がとられている。
スケッチ・パースによる方法	対象事業完成後の眺望景観を透視図法によって描く方法で、フォトモンタージュ法とは異なり、背景となる現状の眺望景観全体を描く必要がある。再現性はフォトモンタージュ法より劣るが、景観の状況、視野範囲を自由に設定できる。また、描く人間の描写能力により再現性が大きく左右される。
コンピュータ・グラフィックスによる方法	現状の眺望景観と対象事業の完成予想図の両方をコンピュータを用いて3次元で描画する方法 必要なデータさえ入力されていれば、予測は計算処理ですむことから、眺望点が多い場合、景観保全措置の複数案の比較検討を行う場合に有効である。
模型による方法	周辺地域を含めた対象事業完成後の模型を作成し、模型上の主要な眺望点からファイバースコープ等を用いた写真によって眺望景観の変化を予測する方法 模型ができれば、パーツを差し替えることが比較的容易なため、複数案の比較検討を行う場合に有効な方法であり、また、対象範囲が限定されていて眺望点が多い場合に有効な方法である。ただし、再現性は、模型の精度に左右され、周辺地域の範囲が広い場合等には模型製作のコストが高くなることから、使用目的に応じて精度や範囲を設定する必要がある。

参考資料 国総研資料第714号 道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)

エ その他

景観配慮書の作成段階(事業計画の熟度が低い段階)で視覚的解析を行う場合には、安全側に立って高め、大きめの規模を想定する、施設構造物を模式的に表現する等、事業の熟度に応じた示し方を工夫する。構造物の形状等が未定である等の事情は、視覚的解析を行わない理由にならないことに留意する必要がある。

なお、視覚的解析は、眺望点から視対象を視認できることが前提となるので、視覚的解析に先立ち、可視・不可視を判断する「可視解析」が行われる必要がある。

(2) 第2号関係

予測地域は、原則的には、調査地域に準ずる。

(3) 第3号関係

予測地点は、予測地域のうち、定点観測地点の改変及び世界遺産眺望景観の変化が生じる地点とする。

(4) 第4号関係

ア 工事中

一般的に、工事中の景観は予測対象としない。ただし、特に工事期間が長い場合や、景観資源又は眺望景観として非常に重要な場合など、特に検討が必要である場合には、造成面（裸地面）が最大となる時期等影響が最大となる時期について実施する。

イ 供用後

事業計画において予定されている施設等が通常の状態に移動する時期とする。施設等の移動が段階的に行われ、その間隔が長期に及ぶ場合は、段階ごとに予測する。

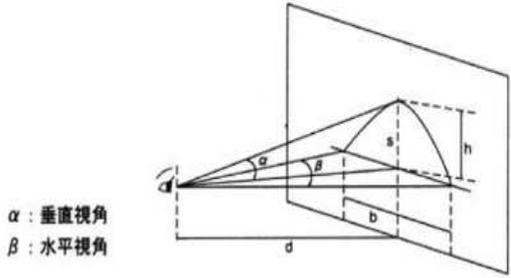
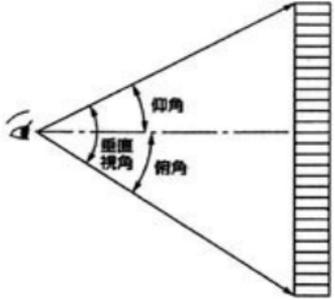
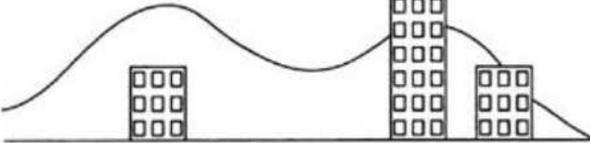
視覚的にとらえられる形態や色彩などの特徴については、それらの時間的、季節的、経年的変化の状況などを考慮する（例えば、植物における展葉期、紅葉期、落葉期などの季節的变化、照明設備における夕暮れ時から深夜にかけての時間的变化など）。

植栽による修景を行う場合にあつて、その効果が発揮されるまで長期間を要する場合等には、供用開始直後と修景の効果が安定的な状態に達した時期を対象とする。

3 第2項関係

この規定は、対象事業に係る景観影響についての予測の手法として、いわゆる定量的解析、すなわち視距離、見込角、俯角・仰角、スカイライン切断の有無、等の指標により予測するよう努めることを定めるものである。

視覚に関する物理的指標の例

指標	内容	
視距離	<p>視距離によって施設などの認知を規定する要因（テクスチャー、色彩、形態等）が変化するので、保全水準の達成の程度の判定及び保全対策の立案への指標としても役立つ。</p>	<p>景観の視距離を近景・中景・遠景と区分すると、この3区分は対象によってその絶対的距離は異なるが、概ね以下のような感覚でとらえることができる。</p> <p>近景...対象の要素やディテールが目につきやすい領域（500m程度以内）</p> <p>中景...対象全体の形態がとらえやすく、対象が景観の主体となる領域（500m～3 km程度）</p> <p>遠景...対象が景観のごく一部となる領域（3 km程度以遠）</p>
水平見込角	<p>視点からの対象の見えの大きさを表わす指標で、視点から対象を見込む水平見込角を指標値として用いる。</p>	<p>水平見込角が、10°を超えると対象構造物は目立つようになる。</p>  <p>α : 垂直視角 β : 水平視角</p>
仰角	<p>仰角とは、対象物の上端と視点を結ぶ線と水平線のなす角。構造物の見えの面積とほぼ比例関係にある仰角を圧迫感の指標として用いる。仰角が大きいと圧迫感を感じる。</p>	<p>仰角は18°になると圧迫感が感じられ始め、30°では対象物が全視野を占め、圧迫感が残る。（メルテンズの法則）</p> <p>また、俯角10°付近は俯瞰景観における中心領域であるといわれており、対象道路事業実施区域がその周辺に位置する場合は目につきやすくなる。</p> 
俯角	<p>対象物の下端と視点を結ぶ線と水平線のなす角。俯瞰景観においては、俯角が目につき易さの重要な指標となる。</p>	
スカイライン切断の有無	<p>スカイラインとは山が空を背景として描く輪郭線をいう。</p>	<p>人工物の出現により、スカイラインの連続性が切断された場合には、景観上の支障が大きくなるとされている。</p>  <p>スカイラインを切らない スカイラインを切る</p>

注：国総研資料第714号 道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）を修正して引用